後期高齢者医療制度のお知らせ ～令和６年度の保険料などについて～

◆令和６年度保険料について（７月に個別にお知らせします）

《保険料の計算方法》

均等割	＋	所得割	＝	１年間の保険料
【１人当たり保険料】 52,953円		【本人の所得に応じた額】 （令和５年中の所得－最大43万円） ×11.79%		【限度額80万円】 （100円未満切捨）

- １年間の保険料の上限額は80万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

～令和６年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります～
- 「令和６年３月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」については令和６年度の賦課限度額を73万円とします。
- 令和６年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率10.92%として算定します。

◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能）

ただし、次の⑴～⑶のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

⑴介護保険料が「年金天引き」されていない方（年金額が年額18万円未満の方）
⑵介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
⑶新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課戸籍保険グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

◆問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合　☎０１１－２９０－５６０１
または　住民課　戸籍保険グループ

不法投棄は犯罪です！

不法投棄をした場合、**個人の場合は５年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人の場合は３億円以下）の罰金またはその両方**に処されます。

山林や空き地などにゴミを捨てることは「不法投棄」とされ、**空き缶１つの「ポイ捨て」でも違法行為**となります。

不法投棄などをしている人がいたり、現場を発見した際は、次までご連絡ください。

問い合わせ先　江差警察署生活安全係　☎０１３９－５２－０１１０
または　住民課　住民環境グループ

＊～南部桧山衛生処理組合からお知らせ～＊

問い合わせ先：南部桧山清掃センター
☎０１３９－５３－６３０１

６月22日㈯は休日のため施設へのごみの搬入はできません。